

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月22日(2022.9.22)

【公開番号】特開2022-6273(P2022-6273A)

【公開日】令和4年1月13日(2022.1.13)

【年通号数】公開公報(特許)2022-005

【出願番号】特願2020-108425(P2020-108425)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月12日(2022.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が可能であって、遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤に備えられた始動口への入球に基づいて抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する弾球式の遊技機において、

前記遊技盤には、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記演出基板は、前記演出基板に備えた光源からの光を透光させる透光部を有する前方体を備え、

前記演出基板の切断端縁が遊技者側から視認し難くしうるよう、前記前方体を前記演出基板の前方に配置した

ことを特徴とした遊技機。

【請求項2】

始動レバーが操作されることに基づいて抽選手段による抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する回胴式の遊技機であって、

前記遊技機は、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

40

50

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記演出基板は、前記演出基板に備えた光源からの光を透光させる透光部を有する前方体を備え、

前記演出基板の切断端縁が遊技者側から視認し難くしうるよう、前記前方体を前記演出基板の前方に配置した

ことを特徴とした遊技機。

10

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながら、特許文献1の技術には、改良の余地があり、演出基板による演出を十分に実行することができなくなり、遊技者を楽しませることができなくなることで、遊技者の興趣を低下させてしまう恐れがあった。

【手続補正3】

20

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の請求項1は、

「遊技球を用いた遊技が可能であって、遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤に備えられた始動口への入球に基づいて抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する弾球式の遊技機において、

前記遊技盤には、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

30

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記演出基板は、前記演出基板に備えた光源からの光を透光させる透光部を有する前方体を備え、

40

前記演出基板の切断端縁が遊技者側から視認し難くしうるよう、前記前方体を前記演出基板の前方に配置した

ことを特徴とした遊技機。」であり、また請求項2は、

「始動レバーが操作されることに基づいて抽選手段による抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する回胴式の遊技機であって、

前記遊技機は、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記

50

演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、
前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、
前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、
前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト
控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、
前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前
記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁
の間に設けられ、
前記演出基板は、前記演出基板に備えた光源からの光を透光させる透光部を有する前方体
を備え、
前記演出基板の切断端縁が遊技者側から視認し難くしるよう、前記前方体を前記演出
基板の前方に配置した
ことを特徴とした遊技機。」である。
そして、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段1：遊技機において、
始動口への入賞に基づいて抽選を行い、該抽選の結果が大当たり結果となつた場合に利益
を付与する遊技機であつて、
図柄の変動表示中に行う演出に関する電子部品が実装されている演出基板を備え、
該演出基板は、
基板表面に明色のソルダレジストが施されていると共に、基板外周の特定部位に基板外
周を形成した際に他の部位とは異なる痕跡が生じた特定痕跡部が設けられており、
複数の前記特定痕跡部により囲まれている特定領域に、所定の電子部品が設けられてい
る
ものであることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0092

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0092】

このように、本発明によれば、興趣の低下を抑制させることが可能な遊技機を提供する
ことができる。

10

20

30

40

50